

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 2 年 11 月 30 日 午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 94 号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 95 号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 96 号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 97 号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8 名）

1 番 高 木 博 之 君

2 番 谷 口 輝 男 君

3 番 子 安 健 司 君

4 番 中 川 武 子 君

5 番 田 中 由 紀 子 君

6 番 松 井 正 樹 君

7 番 楠 達 男 君

8 番 吉 田 仁 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 西 脇 康 世 君

副 町 長 大 野 健 夫 君

総 務 課 長 澤 頭 義 幸 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 山 田 勝

書 記 高 木 聖 敏

書 記 小 寺 由 香

開会・開議の宣告

○議長（松井正樹君） ただいまから令和 2 年第 9 回関ヶ原町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4 番 中川武子君、5 番 田中由紀子君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（松井正樹君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議案第94号から日程第 6 議案第97号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第 3、議案第94号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 6、議案第97号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでは、関連しますので一括して上程したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、日程第 3、議案第94号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 6、議案第97号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、議案第94号から97号につきまして、一括して提案をさせていただきます。

議案第94号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第95号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第96号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第97号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

今年度の人事院勧告では、国家公務員の特別給の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を上回っていたことから、公務員と民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、引き下げられる勧告となっております。

この人事院勧告を鑑み、国家公務員に準じて職員の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き下げるとともに、議会議員及び常勤の特別職の期末手当につきましても同様に引き下げるものでございます。この引下げに伴い、それぞれの条例において所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） では、失礼いたします。

まず、議案第94号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第95号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案資料をお願いいたします。

議案資料の1ページが、今回改正内容をまとめさせていただいた資料でございますので、こちらをもって御説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、人事院勧告を鑑みまして、民間の支給割合に見合うよう期末手当を年間0.05月引き下げるものでございます。

この条例改正につきましては、2条から成り立っておりまして、第1条において令和2年度の12月期の期末手当を2.2月から2.15月へと0.05月引下げ、6月期と合わせ、年間において4.35月に改正をするものでございます。

また、第2条におきましては、第1条で引下げた期末手当の支給割合を改定するもので、令和3年度以降は年間4.35月は変わりませんが、6月期及び12月期ともに2.175月に改正するものでございます。

施行につきましては、第1条は令和2年12月1日、第2条関係につきましては令和3年4月1日から施行するものでございます。

議案資料の2ページにつきましては、今回の改正の新旧対照表でございます。

次に、議案第96号の関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明を

させていただきます。

こちら議案資料は4ページから6ページにわたっておりますが、4ページが改正内容をまとめさせていただいた資料でございますので、こちらで御説明をさせていただきます。

今回の改正は、人事院勧告を鑑みた改正内容でございます。提案説明にもございましたが、民間事業所における特別給の支給割合が国家公務員の支給月数を下回ったことから引き下げるものでございます。

こちらの条例改正につきましても2条から成り立っておりまして、第1条において令和2年の12月期の期末手当を1.3月から1.25月へと0.05月引下げ、6月期と合わせて年間2.55月に改正をするものでございます。

また、第2条におきましては、第1条で引き下げた期末手当の支給割合を改定するもので、令和3年度以降は年間2.55月は変わりませんが、6月期を0.025下げるとともに12月期を0.025月上げ、ともに1.275月に改正を行うものでございます。

施行につきましては、第1条は令和2年12月1日、第2条関係につきましては令和3年4月1日からの施行となっております。

なお、表中の括弧書きにつきましては、特定幹部職員で年間0.05月引下げる同様の改正でございます。

資料の5ページ及び6ページにつきましては、今回の改正の新旧対照表でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第97号でございます。

こちらが、議案資料は7ページと8ページをお願いをいたします。

この条例改正も2条建てとなっております。今回、会計年度任用職員の期末手当は改正はございませんが、今回の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴いまして、第15条及び第24条の期末手当の条文中におきまして、第1条では「100分の130」を「100分の125」へ改正し、第2条では「100分の125」を「100分の127.5」へ改正をするものでございます。あわせて、第1条中におきます「同条4項」から「同条第4項」へ字句の訂正もさせていただく内容となっております。

詳細説明は以上とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより、議案第94号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、ここでこの議案で聞くのか、いつ聞いていいのかちょっと

分かりませんが、今回の0.05月の引下げによる影響、いわゆる議員報酬、給与も全てなんですけど、額って分かりますか。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 御質問の影響額というのはどれぐらい減額を見込まれるかというような内容かと思います。

これはあくまでも概算でございますが、特別職、一般職も含めまして約220万円強の減額見込みでございます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） ちょっと関連してですけれども、議案そのものについては人事院勧告ということですので、私としてはやむを得ない措置ではないかというふうに思いますが、関連して職員の期末手当の関係で何うんですけれども、職員の場合は勤勉手当が年度末に支給をされるわけですか。そうすると、それを前提にすると、勤勉手当については今回の対象ではないという。私なりに計算すると、勤勉手当は1.80か月という数字が出るんですが、それでよろしいでしょうか。以上です。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼します。

今回の改正は、期末手当を0.05月引き下げるということで、勤勉手当については改正はございません。したがって、勤勉手当につきましては年間で1.9月です。これについては改正は今回しておりません。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これにて、本臨時会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会の宣告

○議長（松井正樹君） 令和2年第9回関ヶ原町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前9時26分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 中 川 武 子

会議録署名議員 田 中 由 紀 子